

中心地域（都市核）活性化施策調査特別委員会 第2回中間報告

中心地域（都市核）活性化施策 調査 特別委員会の中間報告をいたします。

今回の報告は、平成23年第6回 市議会定例会の最終日（12月21日）に行いました第1回 中間報告に続く、第2回目の中間報告となるわけではありますが、報告の内容としましては、「愛宕山医療のまちづくり」について、延べ3回の集中調査を行った結果を報告するとともに、提言を申し上げるものであります。

中間報告書につきましては、本日、全議員のお手元に配付をさせていただいておりますので、その概要について説明をさせていただきます。

「愛宕山医療のまちづくり」について、その「現状」としましては、愛宕山地域開発事業は、山口県住宅供給公社が事業主体となって開始されたが、事業は、平成20年度に中止となり、その後、山口県住宅供給公社は平成23年度末に解散したこと、また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が改正されたことにより、独立行政法人に対する支援が、各地方公共団体の自主的な判断にゆだねられることとなったこと、その結果、愛宕山まちづくり区域内の4.8ヘクタールについては、岩国医療センター用地として、岩国市が買い取ることでとなっております。

また、岩国市が買い取った岩国医療センター用地は、有償貸し付けの方向で調整を行ってききましたが、平成24年3月21日、市議会定例会の閉会后に、平成24年度は無償貸し付けとする決定を行っております。

今後においては、独立行政法人国立病院機構が、現岩国医療センターの用地を早急に売却し、愛宕山まちづくり区域内の土地購入費用に充てることとなりますが、早急な売却に向けた努力が必要であるとともに、岩国市のまちづくりにとっても有効な活用が望まれることは言うまでもありません。

集中調査を行った結果、委員からは、「岩国市として、岩国医療センターに対して、どこまで便宜供与をするのかが不明確である」という意見も出され、この際、「委員会からの意見」として、次のとおり提言をするものであります。

- ・ 岩国医療センター用地は、岩国市の所有となっており、市民に対して説明責任を負う立場にあることを強く認識すること。
- ・ 岩国医療センターに用地貸し付けを行う場合には、その利用目的等を十分に勘案し、

有償または無償の判断をすること。

- ・ 愛宕山における岩国医療センターの開院にあわせ、岩国医療センターに対して、黒磯町の現岩国医療センター用地について、早期売却の努力を求めること。
- ・ 岩国市は、平成25年度以降の「医療のまちづくり」に対する基本姿勢を明確にすること。

あわせて、独立行政法人 国立病院機構の本部に、岩国市の基本姿勢を通知し、共通認識とした上で、「医療のまちづくり」事業を進めること。

以上、提言を申し上げ、中心地域(都市核)活性化施策 調査 特別委員会の第2回 中間報告を終わります。